

第1回 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和4年12月15日(木) 午後3時30分から5時まで
開 催 場 所	鶴見区役所5階 特別会議室
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 峯尾 武巳 (特定非営利活動法人介護の会まつなみ理事長 神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科前教授)</p> <p>委員 石井 キヨ子 (鶴見区社会福祉協議会ボランティア分科会会長) 清水 幸夫 (税理士) 日向 邦夫 (鶴見区老人クラブ連合会会長) 皆川 慈保 (鶴見区民生委員・児童委員協議会副会長) 宮野 昌夫 (寺尾第二地区自治連合会会長)</p> <p>【事務局】</p> <p>鶴見区福祉保健センター長 市川 裕章 鶴見区福祉保健センター担当部長 中村 隆幸 鶴見区福祉保健課長 金子 利恵 鶴見区高齢・障害支援課長 高島 友子 鶴見区福祉保健課事業企画担当係長 末吉 直登 鶴見区福祉保健課事業企画担当 松本 貴春、島田 達也</p>
欠 席 者	有り(斉藤 達之委員、富樫 あかね委員)
開 催 形 態	一部公開(傍聴者なし)
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 鶴見福祉保健センター長挨拶 3 委員紹介 4 委員会の役割について 5 委員長選出 6 馬場地域ケアプラザに関する指定管理者の選定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議の公開・非公開について (2) 公募要項及び応募関係書類について (3) 評価基準及び審査方法について
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に峯尾委員を選出、委員長職務代理者に日向委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 [公募要項の内容、評価基準及び審査方法、応募団体の審査や指定候補者等の選定に関すること、(他の応募法人のみ) 応募法人の面接審査] 3 スケジュール、公募要項及び応募関係書類について、事務局案のとおり決定。

	<p>4 評価基準・審査方法について、事務局案のとおり決定。なお、応募があった場合の事前審査にあたっては、3月下旬～4月上旬頃に資料を送付し、各委員において書類審査（仮採点）を行うことを決定した。</p> <p>5 議事録の確認は委員長に一任することを決定。</p>
議 事	<p><u>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について</u> 事務局から選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項について説明。</p> <p><u>2 委員長選出及び委員長職務代理者選任について</u> 指定管理者選定委員会要綱第6条に基づき、委員長に峯尾委員を選出。 同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に日向委員を指名。</p> <p><u>3 会議の公開・非公開について</u> 事務局から公開することにより、適正な審査が阻害されると認められるため、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。 ・選定スケジュール、公募要項及び応募関係書類の内容 ・評価基準及び審査方法 ・応募団体の面接審査 ・指定管理者の候補者及び次点候補者の選定に関する審議 ※なお、応募団体の面接（プレゼンテーション及びヒアリング）は、面接審査を受けている団体以外の応募団体を除き公開。 (委員長) 事務局案のとおりでよろしいか。 (委員) 異議なし。</p> <p><u>4 選定スケジュール、公募要項及び応募関係書類について</u> (事務局) 選定スケジュール、公募要項及び応募関係書類の記載内容について事務局案を説明。 (委員) 質問：新規の応募団体がいなかった際に、自動的に現在の指定管理団体の指定管理期間が更新されることはあるのか。 回答：自動で指定管理期間が更新されることはなく、現在の指定管理団体にも再度応募してもらおう。 質問：応募関係書類の事業計画書に他法人と差別化を図るための自由記述欄がなくてもいいのか。 回答：事業計画書の項目と評価基準が紐づいて採点を行うため、応募団体が差別化を図るような取り組みを行う場合でも、事業計画書の中の適切な項目に当てはまるように記載をしてもらおう。</p>

質問：応募関係書類に記載されている昨年度の保守管理費が前2年間と比べて高額だが、理由はあるのか。

回答：施設管理における法定点検で指摘事項があった場合は保守対応の必要が生じるため、高額になる場合がある。個別の状況は応募説明会までに確認をし、応募団体に対して説明できるように準備をしておく。

(委員長)

その他、特に意見が無ければ、事務局案のスケジュール、公募要項及び応募関係書類に基づいて、公募及び選定を行うということではよろしいか。

(委員)

異議なし。

5 評価基準及び審査方法について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

公募要項 16 頁～20 頁に記載のとおり。

○採点方法

・評価項目ごとに5段階で採点を行い、各項目の5段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評点を算出する。得点は以下のとおり算出する。

□採点を行った委員が6名以上の場合

最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数を得点とする。

□採点を行った委員が5名以下の場合

全委員の採点を合計した点数を得点とする。

・第2回選定委員会を欠席した委員の点数(仮採点)は合計点に加えない。

○審査方法

・面接審査のタイムスケジュールについては、1団体30分とし、応募団体数に応じて変更する。

・面接時の資料変更、追加について、応募受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。

・面接時に資料を配付することや差し替え、又はパワーポイント等で説明をすることについては認めるが、事前に申し出を必要とする。

・面接審査終了後に各委員が仮採点において、最も評価できた項目と評価できなかった項目をそれぞれ共有し、着眼点の意見交換を経たうえで本採点を実施する。

	<p>○最低制限基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募団体が1団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を設定する。 ・最低制限基準は、前期の指定管理業務の実績を除く評価基準項目の合計点（満点 285 点）に、第2回選定委員会で最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く委員数を乗じて算出した点数の60%以上とする。 <p>【選定委員全員が審査を行った場合の最低制限基準点】1,026 点</p> <p>○指定管理者の候補者の決定</p> <p>選定委員会での得点が最も高い団体を「指定管理者の候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。</p> <p>同点1位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定管理者の候補者を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①総得点で1位をつけた委員が多かった法人 ②小項目で最低点を入れた委員が少なかった団体 ③小項目で満点が多かった団体 ④同点者間の決選投票を実施し、 票数が同数の場合には委員長の判断とする <p>○「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法</p> <p>第2回選定委員会で事務局から報告を行い、それを基に採点をする。</p> <p>（委員長） 評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。</p> <p>（委員） 異議なし。</p>
<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員名簿 (2) 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱 (3) 横浜市鶴見区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 (4) 会議の公開・非公開について（案） (5) 馬場地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュール（案） (6) 公募要項及び応募関係書類（馬場地域ケアプラザ）（案） (7) 評価基準及び審査方法について（案） (8) 「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法（案） <p>2 特記事項</p> <p>今回は、令和5年4月21日（金）に開催予定。開催場所は、後日連絡する。</p>